

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

059 060	アサヒビール株式会社神奈川工場建設事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
大気汚染	○大気汚染防止対策について 高さ40mの煙突からの吐出速度が排出ガス量の多い時でも、毎秒7.25mと小さいこと、また、煙突近傍に設置される東工場棟が高さ30mであることから、ダウンウォッシュが発生し、高濃度の汚染の出現が予想される。このため、ダウンウォッシュの発生防止対策を講じるなど大気汚染の防止に万全を期すこと。	煙突口径(内径)を2.5mから1.8mとし、排出ガスの吐出速度を、毎秒14.0mとする。また、実煙突高を40mから59mに上げ、東工場棟との高さの差を大きくし、ダウンウォッシュの発生を防止する。
悪臭	○悪臭の防止対策について 悪臭の防止対策として、煮沸釜からの排気については、脱臭装置を設けるとしているが、煮沸釜のほかにモルトフィードや排水処理施設からの悪臭が考えられることから、これらの影響について明らかにし、その結果によっては対策を講じること。	悪臭に関しては、神奈川県悪臭防止対策指導要綱の指導基準を満足するため、悪臭が著しい影響を及ぼすことはない。しかし、モルトフィードや排水処理施設からの影響をさらに低減するため、モルトフィードについては、ホッパー（密閉槽）に貯め、臭いが漏れないよう配慮し、フレコン（袋物）に詰めて出荷する。また、排水処理施設については、脱臭装置を設け、水スクラビングで臭いを落とす。
廃棄物	○伐採対象樹木の有効利用について 造成工事の実施に伴い発生する伐採対象樹木の量を明らかにするとともに、省資源及び大気汚染防止の観点から焼却処分は抑え、一層の有効利用をする方策について検討すること。	伐採対象樹木の量は、ヒノキ8,500本、スギ1,500本、雑木4,800本である。これらについては、できるかぎり移植木や工食用材料として有効利用を図るが、さらに有効利用するため、また焼却による大気汚染を防止するため、ヒノキ、スギ、雑木の一部は用材またはチップ材として売却するとともに、根や枝葉についても盛土部分に埋め込み、バーク堆肥等として利用を図る。
地象	○盛土法面の安定の確保について 実施区域東側に生じる高さ30mの盛土法面については、基礎地盤が軟弱であるため良質な現場発生土で置換することにより法面の安定を確保するとしている。しかし、地盤改良範囲、工事中の施工管理方法、改良効果の確認方法等が明らかでないため、これらについて明らかにし、盛土法面の安定を十分確保すること。	基礎地盤の置換範囲、規模は、実施区域東側の盛土法面及び調整池の中央部を中心とした範囲であり、その置換量は約22,000立方メートルである。工事中は、次のおり施工管理や改良効果の確認を行い、盛土法面の安定を十分確保する。 ①基礎地盤の沈下の有無を確認するため、沈下計を設置して計測管理する。 ②盛土の施工に先立ち、試験盛土を行い本施工の指針とし、計器を用いて測定管理しながら、順次盛土をする。また、法面工については、盛土の安定後の施工となるため、盛土体の中に沈下計を設置して、沈下の収束を確認してから着手する。 ③旧地山に接する盛土の部分は、段切り施工を行い、旧地山と馴染みを図りながら施工する。 ④排水暗渠等の地下埋設物の不当沈下対策を講じる。
動物	○ホタルの保全について 実施区域中央部の細流沿いにゲンジボタルが確認されているが、盛土造成により生息地が消失するため、その復元対策について検討すること。	ゲンジボタル等の水生生物を積極的に確保するため、計画地内のコミュニティゾーンの一画に人工水路を設け、ホタル等の生息が可能な水辺環境を創造し復元に努める。なお、造成工事中は、計画地内に移植適地がないことから、他に移植し保全を図る。
文化財	○埋蔵文化財の調査について 実施区域周辺には、市指定の史跡のほか、周知の埋蔵文化財包蔵地が点在していることから、事業実施にあたっては、慎重かつ綿密な調査をすること。	計画地内では、平成2年5月に神奈川県教育庁文化財保護課による現地調査が行われましたが、埋蔵文化財の分布は確認されていない。なお、工事に伴い埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と協議の上、適切な処理をとる。

景観	<p>○発酵、貯酒タンクが景観に及ぼす影響について</p> <p>実施区域は、周囲を保存緑地で囲まれた盆地上の地形となり、可視できる範囲が実施区域の近傍及び遠景の一部に限られることから、景観に及ぼす影響は少ないとしている。</p> <p>しかし、実施区域内に多数設置される発酵、貯蔵タンクの形状や材質が明らかでないため、景観に及ぼす影響が懸念されている。したがって、タンクの形状等を明らかにするとともに、これらが景観に及ぼす影響について検討し、その結果によっては対策を講じること。</p>	<p>発酵、貯蔵タンクの形状は、高さ25mで全体として丸みを帯び、またタンク表面には凹凸を設けており、直線的、面的なものを極力排除したやさしい感じのものとしている。タンクの材質は、ステンレス製で比較的光沢の少ないものを使用する。</p> <p>タンク群は、計画地近傍及び遠景域の一部から可視されるが、特に、計画地北側の農道付近からの景観に及ぼす影響が考えられる。このため、タンク群北側の法部を約1.6m高くするとともに、法部に常緑高木を植栽し、遮蔽効果を高める。また、タンク上部キャップは、光沢のすくない艶消し板を用い、21世紀の森等からの景観への影響を極力小さくする。</p>
その他	<p>(1) 水の有効利用について</p> <p>本件事業は、一日当たり15,200立方メートルの水を南足柄市から受ける計画であり、また、多量の用水に伴い公共下水道の放流量も一日当たり13,200立方メートルと非常に多いことから、水の有効利用及び良好な放流水質の確保に努めること。</p> <p>(2) 地震対策について</p> <p>神奈川県西部地域は、マグニチュード7クラスの直下型地震の発生の切迫性が指摘されており、地震による被害が予想される地域である。したがって、建物等の配置や高圧ガス、危険物の貯蔵及び配管にあたっては、地震時の安全性が確保されるよう十分配慮すること。</p> <p>(3) 供用後の車両走行に伴う環境影響について</p> <p>供用後に出入りする車両は、1日当たり生産ピーク時でも2,026台に達し、そのうち大型車両が1,500台と多くを占めることから、車両走行に伴う大気汚染、騒音等の影響が懸念される。したがって、その影響を極力低減する方策について検討すること。</p> <p>(4) 公園の設置について</p> <p>都市計画法及び同施行令等の改正（平成5年6月25日施行）に伴い、自己の業務の用に供する一定規模以上の開発行為に対し、開発区域面積の3%以上の公園設置が義務づけられ、本件事業にも適用されることとなった。したがって、公園の設置にあたっては、周辺環境や実施区域の土地利用計画に配慮し、位置、施設内容及び利用方法について検討すること。</p>	<p>(1) 水の有効利用について</p> <p>水の再利用については、蒸気ドレンの回収利用、洗浄に使用した水の再利用、冷却水の回収利用を計画しているが、さらに有効利用を図るため、排水処理水についても排水処理施設の床、機器等の洗浄に再利用する。今後は、更に中水道化も研究し、処理水の利用拡大も検討していく。</p> <p>また、良好な放流水質の確保を図るため、排水処理施設の日常の運転管理を強化するとともに、定期的なモニタリングを行い、異常な兆候に対して早期に対応し、負荷変動を抑える。</p> <p>(2) 地震対策について</p> <p>建物や構築物については、建築基準法に基づく設計地震力を用いた耐震設計技術をもって設計する。また、高圧ガスタンクや危険物の貯蔵タンク等については、消防法等の関係法に基づき耐震設計を行う。</p> <p>大地震の際は、ボイラーは地震計と連動させた燃料供給弁を閉じることで停止させるとともに、電力が遮断された場合、消化設備等の保安電力を確保するため、非常用発電設備を稼働させる等の工場の停止・保安システムを設ける。</p> <p>(3) 供用後の車両走行に伴う環境影響について</p> <p>大気汚染、騒音等の影響を極力小さくするため、コンピュータによる配送システムを導入し、工場間転送の削減や待機車の削減を図るとともに、発生する交通量自体を短時間に集中しないように調整管理をするなど、時間交通量の分散を図る。また、南足柄市は、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量削減等に関する特別措置法の適用地域には指定されていないが、物流子会社と連携し、順次、規制適合車への代替をすすめる。</p> <p>(4) 公園の設置について</p> <p>本事業では、計画地の土地利用計画等に配慮し調整池北側（公園A面積＝9,160.3㎡とコミュニティゾーンの北側（公園B面積＝3,327.7㎡）に2箇所（合計面積＝12,488.0㎡）の公園を設置する。</p> <p>公園Aは、現計画では保存緑地としていることから、全体が樹林地からなる自然的な公園として計画する。園内には散策路、四阿（あずまや）、ベンチを設ける。</p> <p>また、公園Bについては、現計画では保存緑地としていることから、その特性を考慮し、保存緑地部分は、樹林を主体とした広場として考えており、隣接するコミュニティゾーンと一体的な利用が図れるよう検討する。</p>